

東北電力株式会社 東通原子力発電所に係る
野辺地町民の安全確保等に関する協定書

野辺地町（以下「甲」という。）と東北電力株式会社（以下「乙」という。）の間において、乙の設置する東通原子力発電所（以下「発電所」という。）について、野辺地町民の安全確保及び環境の保全を図るため、青森県（以下「県」という。）の立会いのもとに次のとおり協定を締結する。

（協定の遵守等）

第1条 乙は、発電所の運転保守（試運転も含む。以下同じ。）に当たっては、乙が県及び他の市町村と締結した協定（「東通原子力発電所周辺地域の安全確保及び環境保全に関する協定書」）並びにこの協定に定める事項を誠実に遵守し、野辺地町民の安全を確保するとともに環境の保全を図るために万全の措置を講ずるものとする。

（情報公開）

第2条 乙は、野辺地町民に対し積極的に情報公開を行い、透明性の確保に努めるものとする。

2 前項に定める情報公開については、核不拡散又は核物質防護に関する事項について留意するものとする。

（施設の増設等に係る事前了解の報告）

第3条 乙は、原子炉施設及びこれと関連する施設を増設し、変更し、又は廃止しようとするときは、県等から得る事前了解について、甲に報告するものとする。

（環境放射線及び温排水等の測定結果の報告）

第4条 乙は、県が別に定めた「東通原子力発電所に係る環境放射線モニタリング基本計画、実施計画及び実施要領（平成15年3月作成）」及び「東通原子力発電所温排水影響調査実施計画（平成15年4月作成）」に基づいて発電所周辺地域における環境放射線及び温排水等の測定を実施するものとする。

2 乙は、前項の規定による測定のほか、必要があると認めるときは、環境放射線及び温排水等の測定を実施するものとし、その測定結果を県と協議のうえ甲に報告するものとする。

（新燃料等の輸送計画に関する報告）

第5条 乙は、新燃料、使用済燃料及び放射性固体廃棄物の輸送計画並びにその輸送に係る安全対策について、県等に事前連絡を行ったときは、甲に報告

するものとする。

(平常時における報告)

第6条 乙は、甲に対し、次の各号に掲げる事項を定期的に文書により報告するものとする。

- (1) 発電所の運転保守状況
- (2) 放射性物質の放出状況
- (3) 放射性固体廃棄物の保管量
- (4) 第4条第1項に基づき実施した環境放射線及び温排水等の測定結果

(異常時における連絡等)

第7条 乙は、次の各号に掲げる事態が発生したときは、甲に対し直ちに連絡するとともに、その状況及び講じた措置を速やかに文書により報告するものとする。

- (1) 原子炉施設及びこれと関連する施設の故障等により原子炉の運転が停止したとき又は停止することが必要になったとき。
- (2) 放射性物質が、法令で定める周辺監視区域外における濃度限度等を超えて放出されたとき。
- (3) 放射線業務従事者の線量が、法令で定める線量限度を超えたとき又は線量限度以下であっても、その者に対し被ばくに伴う医療上の措置を行ったとき。
- (4) 放射性物質等が管理区域外へ漏えいしたとき。
- (5) 新燃料、使用済燃料又は放射性固体廃棄物の輸送中に事故が発生したとき。
- (6) 乙の所持し、又は管理する放射性廃棄物等が盗難に遭い、又は所在不明となったとき。
- (7) 発電所敷地内において火災が発生したとき。
- (8) その他異常事態が発生したとき。
- (9) 前各号に掲げる場合のほか国への報告対象とされている事象が発生したとき。

2 甲は、異常事態が発生した場合における連絡通報を円滑に処理するため、あらかじめ連絡責任者を定めておくものとする。

(適切な措置の要求)

第8条 甲は、前条第1項の規定による連絡を受けた結果、野辺地町民の安全確保等のため、特別の措置を講ずる必要があると認めた場合は、乙に対して県を通じて適切な措置を講ずることを求めることができる。

(立入調査及び状況説明)

第9条 甲は、この協定に定める事項を適正に実施するため必要があると認めるときは、その職員を乙の管理する場所に立ち入らせ、必要な調査をさせ、又は乙の管理する場所等において、状況説明を受けることができるものとする。

2 前項の立入調査を行う職員は、調査に必要な事項について、乙の職員に質問し、資料の提出を求めることができるものとする。

3 甲の職員は、立入調査を実施する際、甲の長が発行する立入調査する職員であることを証する身分証明書を携行し、かつ、関係者の請求があるときは、これを提示しなければならない。

4 甲は、立入調査結果を公表できるものとする。

5 甲は、前項の公表に当たっては、核不拡散又は核物質防護に関する事項について留意するものとする。

(損害の賠償及び風評被害に係る措置)

第10条 乙は、発電所の運転保守に起因して、野辺地町民に損害を与えたときは、被害者に誠意をもってその損害を賠償するものとする。

2 乙は、発電所の運転保守等に起因する風評によって、生産者、加工業者、卸売業者、小売業者、旅館業者等に対し、農林水産物の価格低下その他の経済的損失を与えたときは、誠意をもって補償等万全の措置を講ずるものとし、当事者間で解決を図るものとする。

(野辺地町民への広報)

第11条 乙は、発電所に関し、特別な広報を行おうとするときは、その内容、広報の方法等について、事前に甲に対し連絡するものとする。

(諸調査への協力)

第12条 乙は、甲が実施する野辺地町民の安全の確保及び環境の保全等のための対策に関する諸調査に積極的に協力するものとする。

(防災対策)

第13条 乙は、原子力災害対策特別措置法（平成11年法律第156号）その他の関係法令の規定に基づき、原子力災害の発生の防止に関し万全の措置を講ずるとともに、原子力災害（原子力災害が生ずる蓋然性を含む。）の拡大の防止及び原子力災害の復旧に関し、誠意をもって必要な措置を講ずる責務を有することを踏まえ、的確かつ迅速な通報体制の整備等防災体制の充実及び強化に努めるものとする。

- 2 乙は、教育・訓練等により、防災対策の実効性の維持に努めるものとする。
- 3 乙は、甲の地域防災対策に積極的に協力するものとする。

(違反時の措置)

第14条 甲は、乙がこの協定に定める事項に違反したと認めるときは、その違反した内容について公表するものとする。

(協定の改定)

第15条 この協定の内容を改定する必要があるときは、甲又は乙は、この協定の改定について協議することを申し入れることができるものとし、その申し入れを受けた者は、協議に応ずるものとする。

(疑義又は定めのない事項)

第16条 この協定の内容について疑義の生じた事項及びこの協定に定めのない事項については、甲及び乙が協議して定めるものとする。

この協定の締結を証するために、本書3通を作成し、甲、乙及び立会人において記名押印のうえ、各自その1通を保有するものとする。

平成30年3月23日

甲 青森県上北郡野辺地町字野辺地 123 番地 1

野辺地町長 中 谷 純 逸

乙 宮城県仙台市青葉区本町一丁目7番1号

東北電力株式会社
取締役社長 原 田 宏 哉

立会人 青森県青森市長島一丁目1番1号

青森県知事 三 村 申 吾